

川崎市交通局 PASMO 情報セキュリティ管理委員会設置要綱

(平成 19 年 1 月 22 日制定)

(目的)

第 1 条 株式会社パスモ(以下「パスモ」という。)が発行する IC カード乗車券 PASMO(以下「PASMO」という。)の業務運用を行うにあたり、情報資産を保護するため、パスモが制定する「情報セキュリティ基本方針」並びに「情報セキュリティ対策基準」に基づき川崎市交通局情報セキュリティ管理委員会(以下「情報セキュリティ管理委員会」という。)を設置し、情報セキュリティの管理・推進を行うものとする。

(情報の定義)

第 2 条 「情報」とは、「個人情報」、「技術情報」及び「商品情報」等 PASMO システム・サービスに関連するすべての情報をいう。

(所掌事務)

第 3 条 情報セキュリティ管理委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) PASMO システム・サービスの情報セキュリティに関する各種契約文書及びパスモの指示に基づく情報セキュリティ対策に関すること。
- (2) PASMO システム・サービスの委託先に対する情報セキュリティ対策の管理に関すること。
- (3) パスモに設置されているパスモ情報セキュリティ推進委員会に対して行う申請・報告・相談に関すること。

(組織)

第 4 条 情報セキュリティ管理委員会は、情報セキュリティ責任者、個人情報保護統括責任者、情報セキュリティ管理者、情報セキュリティ推進委員から構成し、その役割は次のとおりとする。

- (1) 情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ管理委員会を統括し、総合的に管理するものとし、自動車部長をもってこれに充てる。
- (2) 個人情報保護統括責任者は、PASMO システム・サービスにおける個人情報の取り扱いを統括して管理を行うものとし、自動車部長が兼務する。
- (3) 情報セキュリティ管理者は、情報セキュリティ対策の実施を指示し、管理を行うものとし、管理課長をもってこれに充てる。
- (4) 情報セキュリティ推進委員は、情報セキュリティ管理者の指示に基づく情報セキュリティの推進を行うものとし、社局システム・交通機器・交通サービス管理者に管理課調整担当主査、ネットワーク管理者に管理課管理担当主査をもってこれに充てる。

(個人情報)

第5条 第2条で規定する個人情報の取り扱いについては、「川崎市個人情報保護条例」(昭和60年6月29日条例第26号)並びに「川崎市個人情報保護条例施行規則」(昭和60年12月19日規則第94号)及び「川崎市個人情報保護条例施行規程」(昭和60年12月27日交通局規程第11号)に準ずるものとする。

(会議)

第6条 情報セキュリティ管理委員会の会議は、情報セキュリティ対策実施の指示、実施状況の管理を行うにあたり、必要に応じて情報セキュリティ管理委員会を開催する。

(監査)

第7条 情報セキュリティ責任者は、パスモ情報セキュリティ監査委員会に準じた業務を行う情報セキュリティ監査委員会を設置し、情報セキュリティ監査を行うことができる。

(庶務)

第8条 情報セキュリティ管理委員会の庶務は、管理課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、情報セキュリティ責任者が定める。

附 則

1 この要綱は、平成19年1月22日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。